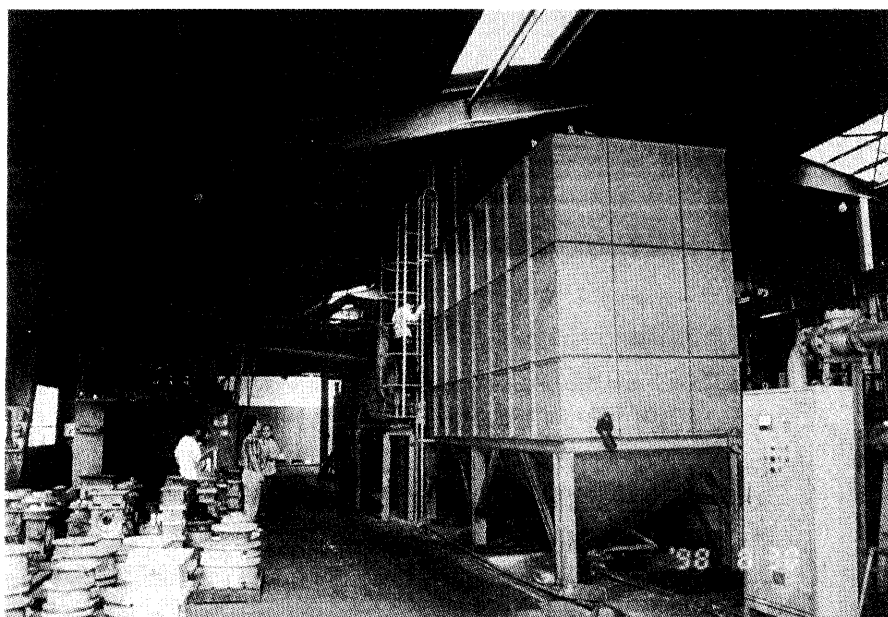


関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1998.9.10発行〈通巻第276号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ばんらいビル602)
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
e-mail: koshc@osk2.3web.ne.jp



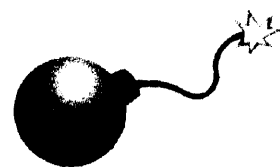
- 11.10アスベスト全面禁止を求める大阪集会に参加しよう!.....2
—ミック・ホルダー氏(ロンドンハザードセンター)来日—
- 310名の足の健診—セラピーシューズ型安全靴に改善効果も.....4
- マイマイフェスティバルのご案内.....13
- (連載)ダイオキシンのお話 その3.....14
- 前線から(ニュース)
関空工事の労災隠しに労災支給 泉州ユニオン・岸和田/外山鑄造
労災損害賠償裁判 デタラメな会社主張・岐阜/4指切断のガーナ
青年プレス災害損害賠償裁判提訴・河内/指曲がり症裁判 認定基
準の恣意性に関し求釈明 豊中市職・北摂/秋闘討論集会で安全衛
生対策分科会 金属機械大阪地本・大阪/こころとからだに優しい
パソコン活用ガイド解説講座 東南地域労災職業病交流会・東南
- こころとからだに優しいパソコン活用ガイドのご案内・注文票.....22

11.10 アスベスト（石綿）全面禁止を 求める大阪集会に参加しよう！

ーアスベスト禁止に向かうヨーロッパー

ミック・ホルダー氏（ロンドンハザーズセンター）来日

昨年フランス、今年ベルギーが禁止を導入
そしてイギリスもアスベスト禁止を提案
確実にアスベスト禁止に向かうヨーロッパ！
日本は取り残されるのか？



ロンドンハザーズセンター ミック・ホルダー氏

ロンドンハザーズセンターは、働く人や地域住民がハザーズ（危険）に立ち向かうために、アドバイス、情報提供、トレーニングその他の役立つ援助を行っているNGOで、毎年千件以上の相談に乗っています。アスベスト問題は現在の主要テーマのひとつで、イギリスにおける禁止実現の原動力となった全国的な労働組合や市民団体、被災者サポートグループによるキャンペーン活動の中でも重要な役割を果たしています。ミック・ホルダー氏はその中心のひとりで、自らも建設労働者として働く中でアスベスト曝露の実態を目の当たりにしています。

11月10日（火）18:00～20:00

エル大阪（大阪市中央区北浜東3-14 地下鉄又は京阪「天満橋」下車徒歩3分）

5階研修室 資料代：1000円

主催：関西労働者安全センター

アスベスト被害は深刻さを増しています。10月5、6日に開設したじん肺肺ガン・アスベスト被害ホットラインにも石綿肺の患者さんからの相談が寄せられています。被害の完全救済と同時に、いまこそアスベスト全面禁止を！という世論を高め、政策転換をかちとっていかう

ではありませんか。禁止運動の先頭に立つヨーロッパ、今焦点のイギリスから活動家を迎えて生のお話をお聞きするとともに、石綿対策全国連絡会から日本の現状の報告を受け、今後の運動について話し合いたいと思います。

アスベスト問題に関わる職場をはじめ、多くのみなさんのご参加をお願い申し上げます。

「静かな時限爆弾」

欧米や日本、オーストラリア等では、成人男性の20～40%が作業中にアスベスト曝露があった職種に就いていたと回答しており、現在、約8億人の人口に対し、毎年1万人の中皮腫（胸膜や腹膜にできる腫瘍）と2万人の肺がんの発生があると予測されています。アスベストは最悪の発がん物質であり、曝露から数十年たってがんを引き起こすことから「静かな時限爆弾」とも呼ばれます。

禁止に向かうヨーロッパ

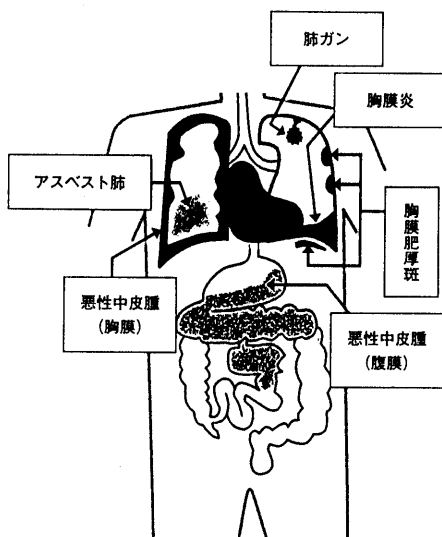
フランスが昨年1月1日から、ベルギーが今年2月に、アスベストの原則禁止に踏み切り、イギリスもいよいよ禁止の提案をすることを決定しました。EU15か国中、すでに10か国が禁止したことになり、EU全体としてのアスベスト禁止も準備されています。

これに対して危機感をもったアスベスト生産国では、カナダがフランスの禁止措置を「技術的貿易障壁」だとして、今年5月、世界貿易機関（WTO）に提訴しました。これに対する世界的な批判の声が高まっています。

日本は突出した使用大国

禁止前のフランスの年間使用量が5.5万トン、イギリスではすでに1万トンを割っています。最高時年間約80万トンと世界最大の使用量を誇ったアメリカは、80年代に禁止の導入に失敗したとはいうものの、すでに年間使用量は2万トンと伝えられています。そのような中で、ピーク時（70年代後半）に約35万トン、現在もなお年間約18万トン（ほとんどをカナダ等から輸入）使い続けている日本は、孤立無援のアスベスト使用大国となってしまっています。そして、その90%以上が建材として、私たちの身のまわりで使い続けられているのです。私たちは、日本においてもアスベスト禁止を早期に実現させることをめざしています。

アスベストでおきる病気



●東京集会

11月6日（金）13:00～17:00
渋谷勤労福祉会館第1洋室（渋谷区神南1-19-8）
主催：石綿対策全国連絡会議

(TEL.03-3636-3882)

●広島集会

11月11日（水）18:00～20:00
勤労プラザ3階中会議室（呉市中通り1-1-2）
主催：広島労働安全衛生センター

(TEL.082-264-4110)

310名の足の健診

9割が外反母趾（傾向）、開帳足 セラピーシューズ型安全靴に改善効果も

佐藤信子（金属機械港合同南労会支部）

治療靴（セラピーシューズ）

最近、「足と靴」に関心が集まり、全国紙でも靴販売店のシューフィッター制度（注1）導入や健康靴、フットケアマッサージ等が取り上げられ、テレビでも様々に紹介されている。日本で靴が生活に必要不可欠な品として普及して久しいが、その中で生じた足と靴に関するトラブルに根本的な解決策がなかなか立てられないでいることがその背景にある。

そうした現状の中であって、ドイツの靴や内外の靴デザイナー、職人の名前もメディアを通じて紹介され、足の悩みを抱えた人々には一定の解決策も提供されるようになっていく。しかし、靴が医療の中にきちんと位置づけられていない日本では、それらが「治療靴」（＝セラピーシューズ）として機能しているわけではなく、整形外科的対応や内科疾患への対処を目的とした本来のあり方にはほど遠い。

ヨーロッパの、ことに靴先進国ドイツでは靴も明確に医療の一部であり、疾患への治療効果が認められ、健康保険も適用されるのとは非常に大きな隔りがある。

生まれたときから

靴は靴職人が作成する。すなわち、医師の指示にもとづいて、国家資格である整形外科靴マイスター（注2）が靴を作成し補正を行う。患者は、医師や整形外科靴マイスターから書類をもらって、社会保険事務所へ費用を請求する。

しかも、靴と医療の関係は、足のトラブルが起きたときに初めて登場するのではない。足の骨格に対するチェックが出生児段階から健康診断の重要項目の一つになっている。5～6歳頃、踵（かかと）の骨が完成するが、それまでの健診の8割が下肢の健診である。

親は小学校入学の準備として、靴を履いて歩く正しい歩き方を身につけさせる。もちろん、履く靴の手入れと紐の結び方も幼い頃より訓練ができていく。

日本と同じように安い手軽な靴を並べてある一般的な靴店であっても、幼児のためのきちんとした靴を選ぶことができる。骨格も把握できるフットプリント（注3）を取り、踵をしっかりと保護し確保する靴—これは靴としては最低限の機能として受け止められている—が、さらに補正の必要があるかどうかをみ

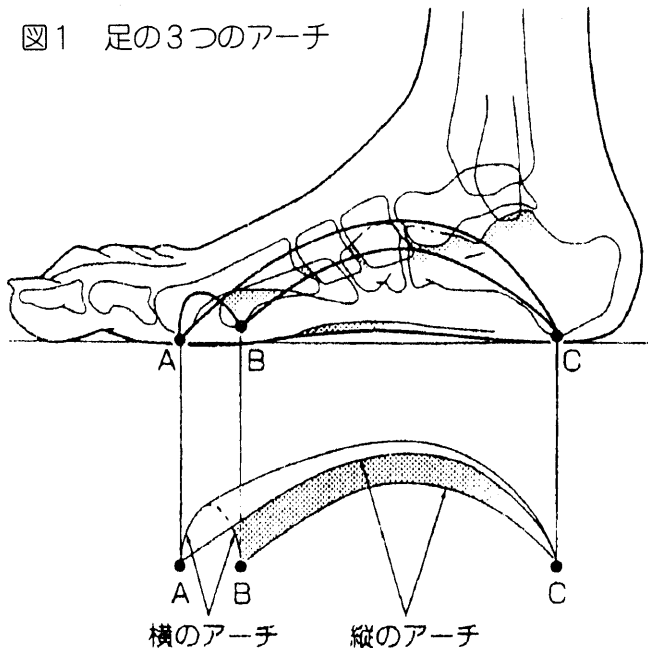
た上で提供されている。

ドイツの社会には「自らの人生を支え、全うするのは自らの足で」という社会的合意が形成されており、足や下肢を科学的に把握し、医療を含めて足と靴との正しい関係を確立する習慣、しくみが根付いているのである。

足と靴の科学研究所

ヨーロッパにおいて足と靴の専門機能をより高めることを目的としたIVO(整形外科靴国際会議)から招待され、日本人で第一人整形外科靴マイスターの称号を与えられている人がいる。その人は日本の足と靴の医学会のメンバーであり、足と靴の科学研究所を10年前に設立された。ドイツ人整形外科靴マイスターがその研究所設立をともに担い、技術指導をされている。

図1 足の3つのアーチ



(「カバンティ 関節の生理学」医歯薬出版より)

その足と靴の科学研究所へは、足と靴と病態との関係に関心を持つ整形外科医からの紹介状を持ったたくさんの患者さんや家族の方がX線フィルムまで持って来所され、治療靴(セラピーシューズ)を手に入れる。医療や医師に相手にしてもらえないトラブルを抱えた方々が、年齢性別を問わず相談に来所されている

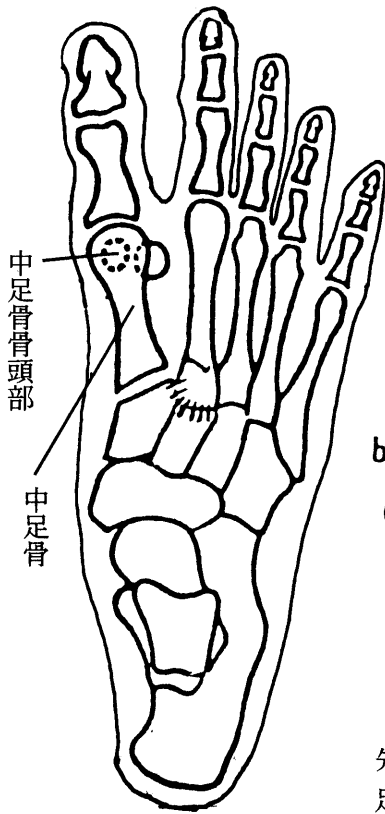
足をこわすファッション靴

問題は根深い。戦後、日本で靴として普及したのは、イタリアのファッション靴である。靴文化を持たない日本では、製造販売する側も、買う側も、先のとがったかっこの良い靴が「靴」であった。時間、場所、用途によって履き替えるヨーロッパの習慣までは輸入されなかった。

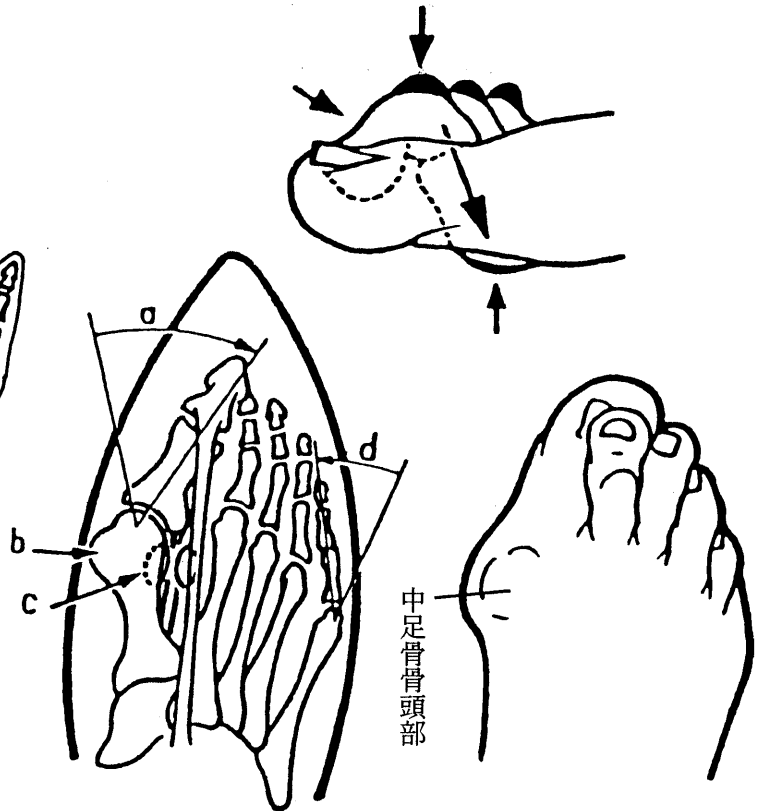
その結果、女性の社会進出に比例してハイヒールを一日中はき続ける女性も増加し続け、今日ではスポーツシューズやスニーカーでのトラブルまで引き起こされている。足と靴の科学研究所を訪れた人の80%が前足部のトラブルを抱えているのにドイツ人整形外科靴マイスターは驚いたという。それ程、我が国の靴の普及に伴う足のトラブルの様相は特徴的なのである。

靴製造の要ともいえる靴型は、当初のものから基本的にはあまり変更されていない。当然のごとくいわゆる安全靴についても外的危険要因に対策がとられているのみで、人間の

図2 前足部のトラブル

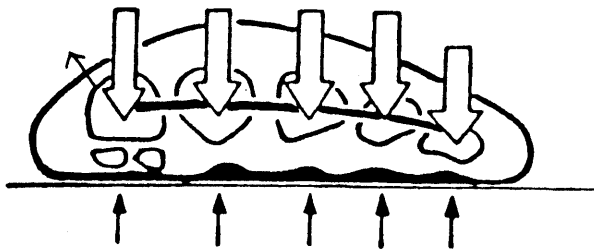


開帳足

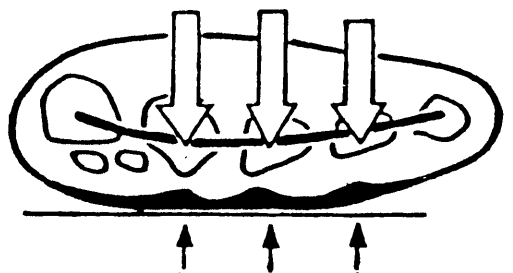


先のとがった靴によって開帳足から外反母趾へ。このケースは脱臼している。

第1趾外反母趾により足趾が重なって、さらに槌趾へ。



横のアーチがつぶれて開帳足に。



変形が進行して、第2、第3中足骨骨頭が靴底にさわってしまっている。

足の機能や構造と無縁のつくりだと言ってもよい。

必要な「あおり運動」の保障

図1のように人間の足には三つのアーチ（横のアーチ一つと内側・外側二つの縦のアーチ）が備えられ、体重や衝撃を吸収し、行動できる構造になっている。前足部のトラブルとは、横のアーチが押しつぶされて、開帳足になってしまっていることから発生する（図2）。

図3に、人の足が歩いたり走ったりするときの動きと重力移動を示した。いわゆる「あおり運動」であるが、本当にうまくできている。ただ、労働時の人の足の動きはマラソンなどと違いもっと複雑になる。

靴型の条件

その複雑な足の動きを保障するためには、最低限、第1趾全体や中足骨頭や関節を自由に動かせる必要がある。靴型からいえば、第

図4 某メーカーの安全靴の靴型

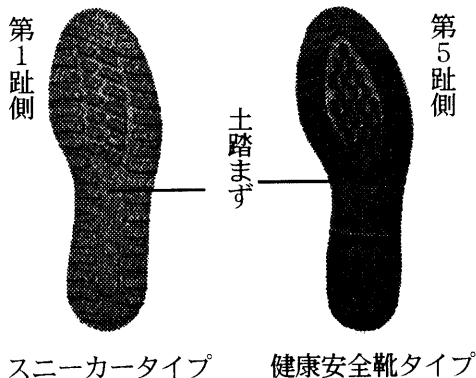
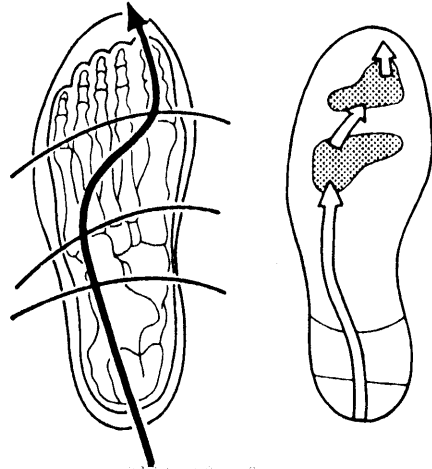


図3 あおり運動



1趾側の中心部へのカーブはつけずに、ほぼ垂直にしてやる必要がある。その上で第5趾側のカーブもゆるめ、土ふまず部もカットしすぎず、一定の堅さや重さを確保する必要がある。

ためしにあるメーカーの安全靴パンフレットから靴底の型を抜きだしてみた。スニーカータイプのものはやはり第1趾側のカーブがつけられており、健康安全靴タイプのもは、そのカーブが垂直に近いのは良いが、全体に細身になってしまっている（図4）。

つまり後者においてわずかに、つま先の内振れ防止だけは図られていることがわかる。これは外反母趾対策であり、こうした足の健康への配慮が、安全靴にもいっくら取り入れられてきていることを示している。

安全靴にセラピーシューズを

一日の内で一番長時間履く履き物は、職場の履き物であり、それがセラピーシューズ（図5、6）の考え方で製造されているなら、

図5 靴のタイプによる足先のちがい

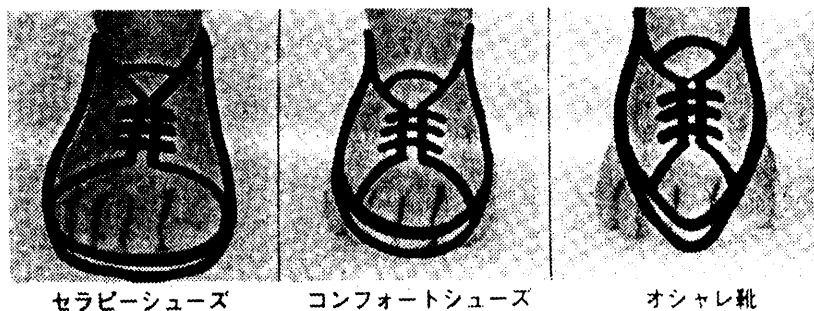


図6 セラピーシューズ



日本人の前足部のトラブルはかなり減るのではないかと考えられる。作業現場で広く使用されている安全靴にもこのことはあてはまる。

職場を退職する日はいつか来る。そのあとの人生も自らの足と靴で歩いていくことを考えると、職場の履き物を見つめ直すことは大切なことではないだろうか。労働安全衛生活動の中で足と靴の問題がきちんと位置づけら

れるなら、在職中だけではなく、退職後の生活の質の向上にも大きな貢献を果たすことができると思う。

職場における足の健康診断

足と靴の科学研究所の指導により、いわば国内で初めてと思われる「足の健診」を行った。これは様々な職場の多大な協力を得て実施できたものである。

内容は、第1に、対象者全員の足の傾向の把握と整理、第2に、その対象者の一部に労働組合と企業の合意の下でドイツのJOMO S/ICC（ドイツの靴メーカー）製の安全靴（写真1、2）を履いてもらい、外反母趾などの足の障害への効果を観察した。

特筆したいのは、ひどい外反母趾を持った労働者が歩き方の練習と靴をはきかえることで（フットベッドも併用）短期間に一定の改善が得られ、とりあえず手術を見送ることができた例があったことである（図7の例）。

● 調査対象

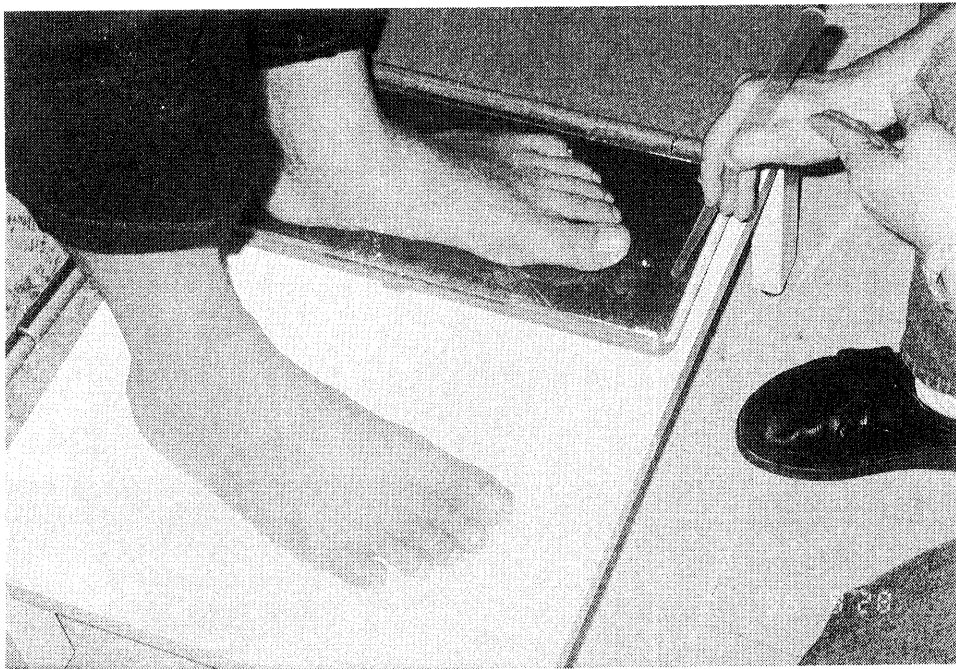
金属の職場を中心に、メッキ、港湾、事務、医療機関の14職場に属する女性79名、男性



(写真1)



(写真2)



(写真3)

231名の計310名を対象とした。97年5月～98年2月に実施した。

● 調査方法

フットプリントと調査表を使用した。

1. 310名の対象者のフットプリントを採取しチェックした(写真3)。

①踵中心点より第1趾中足骨骨頭中心部を結ぶ直線に対し、実際の第1趾の方向を中足骨骨頭中心部より直線で示した。その時出来る角度に対し、外反母趾(傾向)とした。

②1名につき3ポイント—1)外反母趾、2)開帳足、3)扁平足又は凹足をチェックし、両足のいずれかに認められれば症状ありとした。

2. 310名の内一部対象者に、ドイツJOMOS/ICCの安全靴を履いてもらった。

98年1月から随時、使用してもらった対象者のフットプリントを再採取して、使用前のフットプリントと比較した。

3. 調査項目中、作業中には靴の種類と時間について、特に1日のうち安全靴を何時間履くかを集計した。

● 結果及び考察

1. フットプリントのチェックについて

全体で、外反母趾（傾向）については女性94%、男性91%、開帳足は女性94%、男性89%にみられた（表1）。しかも年代、性を問わず同様の傾向がみられた。国内で今日までの生産されてきた靴の問題点が強く示唆された。

2. ドイツJOMOS/ICC安全靴の改善効果

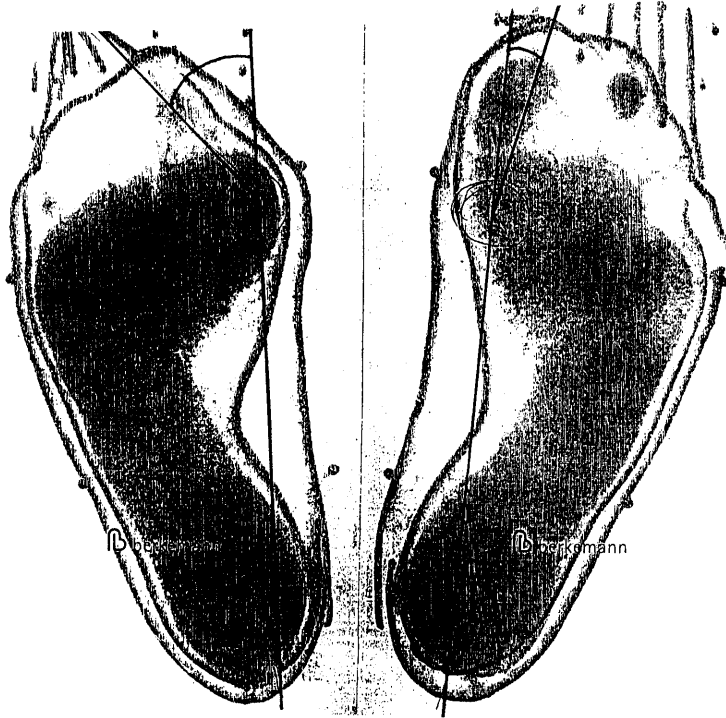
症状のある16名にドイツJOMOS/ICC製安全靴を使用してもらった。そのうち13名に改善が認められた。残りの3名については悪化はしていないものの判定時点では改善が認められるとは判定できなかった。個人差と使用期間にばらつきがあるので、現時点で効果に関してははっきりとした結論は得られていない。ただし、中には5ヶ月使用でかなりの外反母趾の改善効果が認められた例もあった（図7）。ドイツJOMOS/ICC製安全靴にフットベッド（注4）は装着されていないにもかかわらず、足趾が自由に働くことによって改善効果が出てくることではないかと推測さ

表1. 外反母趾、開帳足、扁平足

| | 対象者数 | | 外反母趾（傾向） | | 開帳足 | | 扁平足（含踵骨外反） | | 凹足 | |
|-----|------|--|----------|-----|-----|-----|------------|-----|----|----|
| | 人 | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % |
| 10代 | 3 | | 3 | 100 | 3 | 100 | 1 | 33 | 1 | 33 |
| | 6 | | 6 | 100 | 6 | 100 | 3 | 50 | | |
| 20代 | 40 | | 38 | 95 | 38 | 95 | 13 | 32 | 10 | 25 |
| | 12 | | 9 | 75 | 10 | 83 | 4 | 33 | 1 | 8 |
| 30代 | 30 | | 30 | 100 | 28 | 93 | 6 | 20 | 2 | 6 |
| | 25 | | 24 | 96 | 25 | 100 | 11 | 44 | 2 | 8 |
| 40代 | 58 | | 54 | 93 | 53 | 91 | 13 | 22 | 7 | 12 |
| | 27 | | 27 | 100 | 25 | 92 | 12 | 44 | 6 | 22 |
| 50代 | 76 | | 62 | 81 | 62 | 81 | 23 | 30 | 11 | 14 |
| | 8 | | 8 | 100 | 8 | 100 | 7 | 87 | | |
| 60代 | 24 | | 24 | 100 | 22 | 91 | 10 | 41 | 2 | 8 |
| | 1 | | 1 | 100 | 1 | 100 | 1 | 100 | | |
| 80代 | | | | | | | | | | |
| | 79 | | 75 | 94 | 75 | 94 | 38 | 48 | 9 | 11 |
| 計 | 231 | | 211 | 91 | 206 | 89 | 66 | 28 | 33 | 14 |
| 合計 | 310 | | 286 | 92 | 281 | 90 | 104 | 33 | 42 | 13 |

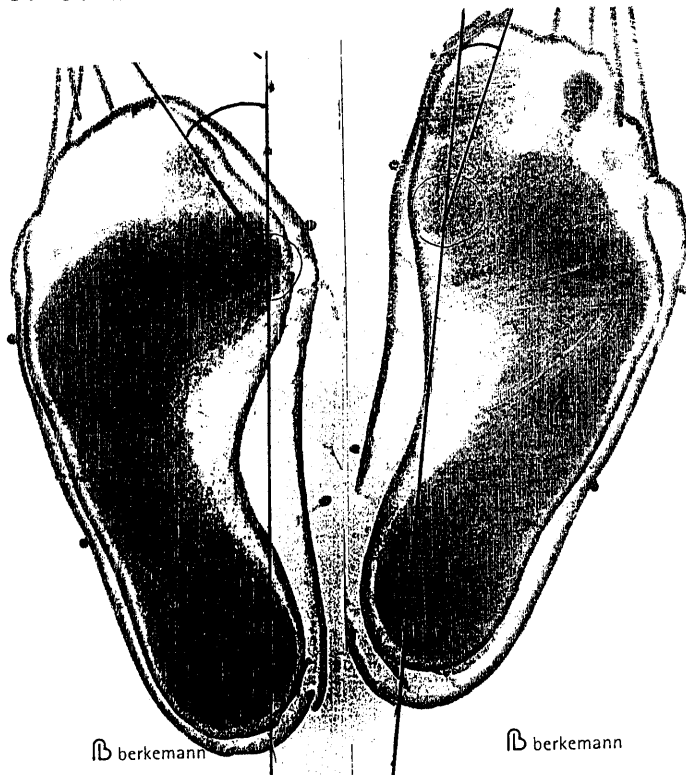
（上段：女性、下段：男性）

図7 セラピーシューズ型安全靴で症状の改善がみられた例のフットプリント
 1997.11.12 46才男性



上のフットプリントから、左足第1趾中足骨骨頭部が脱臼しかかっている状態なのがわかる。この部分の外反母趾の痛みが激しく、第2、3趾の中足骨骨頭部も靴にすれたり、当たったりして痛みがあった。手術を決心する直前だった。

98.6.2



98年1月からJOMOS/ICC製安全靴に履き替えた(フットベッドも併用)。これ以降、自覚症状が大きく改善した。下の半年後のフットプリントをみると、左足の外反母趾角度が狭くなっている。痛みがなくなった原因と考えられる。また、右足の土踏まずがかなりはっきりとしてきており、アーチが出来つつあることがわかる。

れる。今後の追加調査と経過観察を継続していきたい。

3. 1日のうち何時間安全靴を履くか

仕事中に安全靴を履いているのは女性51名(65%)、男性181名(78%)だった。そのうち6時間以上安全靴を履いていると回答したのは女性48名(61%)、男性180名(78%)、8時間以上安全靴を履いていると回答したのは女性29名(37%)、男性149名(65%)だった。

今回の310名の調査によって、外反母趾などの足の問題を持つ労働者がとても多いことがわかった。310名の約4分の3の労働者が6時間以上安全靴を使用しており、足の健康にとって適切な性能をもった安全靴を取り入れることが重要だと考えられた。安全靴にもセラピーシューズという考え方を取り入れ、労働する際の人間の複雑な足の働きを十分に保障し、外界からの物理的な危険から足を保護するだけでなく、靴そのものの足に対する悪影響を排除するよう安全衛生面の向上をはかるべきだと考える。もちろん、安全靴以外の作業靴(スニーカー、長靴等々)にも同様のことがいえる。

足と靴の正しい関係を確立することは、労働者の健康増進にとって、また快適な労働にとってとても大切なファクターであることを今一度見つめ直したいものである。

注1. シューフィッター制度

日本靴総合研究会(JIF)という民間団体養成の靴の販売技術者に与えられる称号。

注2. 整形外科靴マイスター

ドイツの国家資格の一つで、手仕事職人のミス

ター制度。整形外科靴の研究は数百年の歴史を持つ。資格取得のための教育期間は8年必要となっている。日本国内では相当する公的資格は存在せず、整形外科的対応は義肢装具士が行っている。

注3. フットプリント

足の謄写版とでもいう道具で、裸足で立ち上がってもらってプリントする。骨格やタコ、魚の目など多くの情報が一目で判断でき、足のカルテの元となる。

注4. フットベッド

靴の中敷きのこと。土踏まずと中指の付け根の部分が盛り上がり、足の三つのアーチを支える構造になっている。一人ひとりの足型に合わせて作られる。

求む！

足の健診職場

と

靴のモニター

- さらに足の健診を行わせていただける職場を求めています。
- 関心のある方は、関西労働者安全センター(TEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528)までご連絡ください。

世界人権宣言50周年!差別なく共に生きるための異文化交流
 '98 マイ・マイ・フェスティバル
 MIGRANT AND MINORITIES FESTIVAL

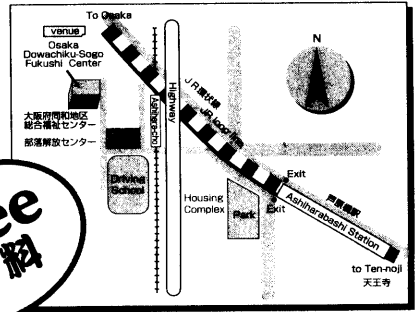


11/22 (SUN)
 11:00~16:00

FEATURING:
FOREIGN & JAPANESE TALENTS
 ベルー音楽 / 和太鼓 / エイサー (沖縄舞踊) / タイ舞踊
 胡弓 (中国民俗音楽) サムルノリ (韓国民俗音楽)
 ETHNIC FOOD STALLS・出店
 BAZAAR・バザー LOTTERY・抽選
 FREE LEGAL ADVICE・法律相談
 FREE INTERNATIONAL CALL・無料国際電話

PLACE: **Osaka Dowachiku-Sogo
 Fukushi Center (Ashiharabashi)**
 TAKE JR OSAKA LOOP LINE
 大阪府同和地区総合福祉センター
 (環状線・芦原橋駅下車)

**Free
 無料**



呼びかけ (すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)
RINK (RIGHTS of IMMIGRANTS NETWORK in KANSAI)
 TOGETHER WITH OTHER SUPPORT ORGANIZATION FOR FOREIGNERS, WORKERS & FAMILY



主催: **マイ・マイ・フェスティバル実行委員会**

大阪市中央区内本町1-2-13 ばららいビル602 市民オフィス内 06-910-7103 FAX06-942-0278
 後援: 関西国際交流団体協議会 / (財)アジア・太平洋人権情報センター / 大阪市 / 大阪市教育委員会
 協賛: 大阪人権啓発推進協議会 / 世界人権宣言大阪連絡会議 / タイ王国大阪総領事館 / 部落解放同盟大阪府連合会 / 連合大阪

表1. 人体を汚染している農薬やPCBと2,3,7,8-TCDDのラットにおける50%致死量 (LD₅₀)

| 化学物質 | LD ₅₀ , mg/kg体重 |
|--------------|----------------------------|
| 農薬 | |
| DDT | 113 (♂), 118 (♀) |
| ディルドリン | 46 (♂) |
| ヘプタクロール | 100 (♂), 162 (♀) |
| クロルデン | 220~590 |
| PCB | 1,000 以上 |
| 2,3,7,8-TCDD | 0.02~0.06 |

表2. 2,3,7,8-T.CDDのLD₅₀における死亡日数の範囲 (WHO Monograph, 1926~133より)

| 種 | 死亡日数の範囲 |
|-------|---------|
| ハムスター | 9~43日 |
| ウサギ | 21~38日 |
| マウス | 5~42日 |
| サル | 6~39日 |
| ラット | 2~47日 |
| モルモット | 14~34日 |
| イヌ | 9~15日 |

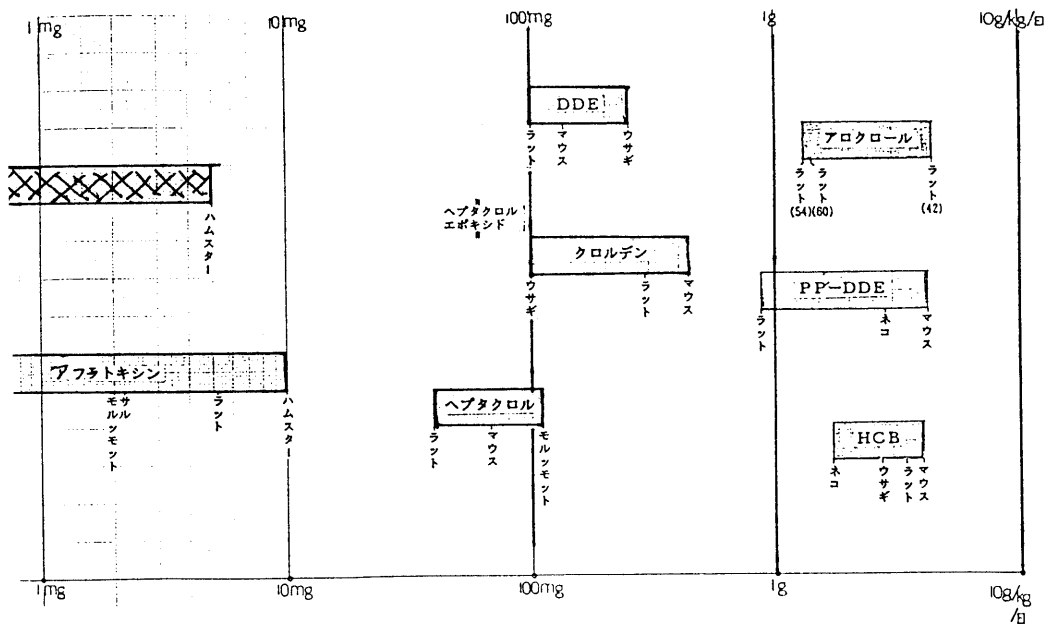
ちなみに、今新聞やテレビで騒がれている青酸カリ、シアン化合物の場合は約300mgで、ダイオキシンと比較すれば、100倍毒性が弱いこととなります。といっても、これは100%純粋な試薬を用いた場合です。ダイオキシンの純粋な試薬は一般の人は入手することができません。ダイオキシンは猛毒物質なので、特別管理が厳しく、しばらく前までは国立環境研究所が一括管理していました。分析センター等でダイオキシンの分析や実験に使用する場合は、審査を受けた上で試薬を分

けてもらうような体制が取られていました。

ただし、ダイオキシンの場合、動物実験で奇妙な事がわかっています。一つは急性毒性の実験の場合、普通の物質では24時間以内に実験動物の半数が死ぬのですが、ダイオキシンの場合1回投与してもすぐには死なず1~2週間後に衰弱して死ぬそうです(表2)。体の免疫が、抵抗力がなくなり、衰弱死するそうです。また、ダイオキシンは動物によって急性毒性が異なります。DDTなど普通の毒物の場合、実験動物による半数致死量の差

は10倍もありませんが、ダイオキシンの場合、ネズミの仲間のモルモットとハムスターでは最大1万倍も半数致死量に差があります(図1)。それで、ヒトの致死量をヒトに近いアカゲサ

投与時の50%致死量 (LD₅₀)



ルの実験データを元に決めています。研究者によっては安全側にたって、マウスの10 μ g/kg を使用して評価する考え方もあります。

発ガン性

ダイオキシンの慢性毒性としては発ガン性があげられます。IARC (WHO国際ガン研究機関) は昨年2月、グループ1「ヒトに対して発ガン性がある」にランク付けしました。一般的には閾値のある発ガン物質として、評価されています。急性毒性が微量ですから、さらに微量であっても発ガンするレベルに達するわけで、各国の健康評価レベルとして、耐用一日摂取量 (TDI) が定められています。きわめて微量です (表3)。

農薬などでは一日許容摂取量 (ADI) として、定められています。農薬の場合、殺菌や殺虫の目的で使用するため、ヒトの体にどれくらい許容できる量のなのかという考え方で示されています。ダイオキシンは百害あって一利なしで、ヒトの体には毒としてしか作

用しないため、どこまで耐えられるのかという耐用量で示しています。厚生省は10pg/kg/日と定めていますが、ドイツやオランダでは予防の観点から1 pg/kg/日を提案しています。また、アメリカのEPAは百万人に一人の割合でガンが発生する発ガンリスクの観点から0.01pg/kg/日を提案しています。

WHOは今年の5月会議を開いて、ダイオキシンが内分泌攪乱物質 (環境ホルモン) であることから生殖毒性を加味して、1~4pg/kg/日で規制するべきであると提案しました。今後、日本でもTDIを引き下げようように検討されるでしょう。ただ厄介なことはこの1~4 pg/kg/日というレベルは毎日食事から摂取しているレベルで、それ以下に押さえることが非常に難しいことです。

単位について

μ gはマイクログラムと読みますが、1グラムの百万分の一の単位です。それより千分の一小さい単位をng (ナノグラム) といいます。pg (ピコグラム) はさらに千分の一小

さい単位です。一兆分の一グラムをさします。ダイオキシンの濃度は目に見えないほんのわずかの量を問題にしています。簡単には実感できない微量でも危険なのです。

(つづく)

表3 各国のダイオキシン摂取量に係る基準

(1997年5月現在)

| 国名・機関(設定時期) | 摂取許容量 (pg/kg/day) | 備 考 |
|-----------------|-------------------|-----------------|
| ドイツ(1985) | 1~10 | (予防レベル~緊急対策レベル) |
| スウェーデン(1988) | 0~5 | (1週当たり0~35) |
| デンマーク(1988) | 0~5 | (1週当たり0~35) |
| WHO 欧州事務局(1990) | 10 | |
| カナダ(1990) | 10 | |
| オランダ(1991) | 10 | |
| 英国(1992) | 10 | |
| 米国(1994) | 0.01など | (EPA等提案中) |
| オランダ(1996) | 1 | (国家保健審議会答申) |
| 厚生省(1996) | 10 | |

前線から

被災5年後の労災補償 関空工事の労災隠しに労災支給

泉州ユニオン

岸和田

関西空港が建設工事中の1993年9月、電気工事に従事していたNさんは現場見回り中に階段で足を踏み外し、左足を骨折した。しかし、労災が適用されずすべて国保で治療したが、治療終了後も左足の痛みに悩まされていた。

Nさんは関西空港ビルの不同沈下工事に従事していたが、直接雇用されていたのは千代田計装だった。千代田計装は、竹中組大林組共同企業体「カヤバ工業」きんでんの下に位置する3次下請け企業であった。しかし、千代田計装はNさんを請負の一人親方として契約書を結ばせて就労させていた。Nさんと千代田計装の間の請負契約書には、仕

事上のけがはNさんが自分で付保すると明記されていたため、Nさんも労災適用をあきらめていたわけだった。

Nさんが泉州ユニオンに相談にこられた時点ですでに療養、休業補償については労災保険法上の時効期間をすぎていたため、障害補償を請求することになった。Nさんの業務は千代田計装の現場責任者の指示のもとで、労働者の仕事を指示、監督する仕事であり、いわば中間管理職業務であった。賃金は、毎月決まった日に定額が支払われる仕組みで、会社は毎月ぐていねいにも「見積書」を提出させて支払いを行っていた。ただ、社内では請負

代金ではなく「労務費」として処理されていたことが判明した。

ユニオンとの交渉に登場した千代田計装の担当者が「JVがわからない」「一人親方だ。」と子供だましの不誠実な対応を続けたため、請求するまでにいたずらに時間が過ぎた。労基署も形式上の問題にこだわった時期があったり、JVの保険成立関係書類を見つけられなかったりでいささかたよりなかった。

しかし会社に強行に抗議したこともあり結局はあきらめたのか、元請けのJVを明らかにし、最終的に岸和田労基署も実態から労働者と判断して今回の障害補償支給決定となった。

交渉の中で千代田計装の担当者が「労働者とならないようにこうしている」と再三主張していたのには、正直へキエキした。

外山鑄造労災損害賠償裁判

勝手に作業して、

勝手に足をはさんだ?!

岐阜

日系ペルー人のHさんは1992年10月16日、愛知県豊田市から車で1時間あまり入った岐阜県旭町にある外山鑄造旭工場において、左

足第2指から第5指中足骨（足の甲の前の部分）と左足母指基節骨（親指の根元に近い部分）を骨折する重傷を負った。

鋳物の砂型をばらしたあとの砂を扱うバケットエレベーターを修理中に歯車とチェーンの間に左足がかみ込んだためにおこったものだった。安全靴も支給されていないかった。

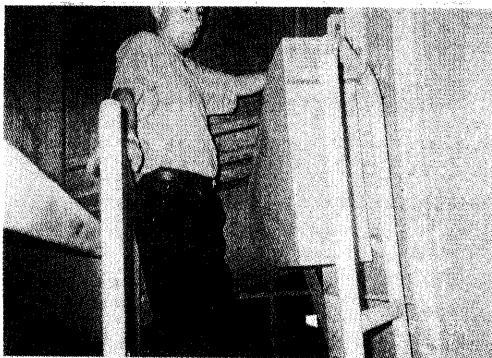
安全センターに相談にこられるまで労災補償の手続きがおこなわれていなかったためその手続きを支援し、最終的に玉川診療所で療養の上、障害補償請求を行い11級と認定されたのが1996年2月だった。しかし、直接の雇用主である中部工業（派遣業者）と外山鋳造が当初の労災手続きしていなかったために本人に損失が生じたことや損害賠償の要求にも全く応じようとしなかったため、外山鋳造を相手取って97年12月京都地裁に2000万円余の損害賠償請求訴訟を起こした。

会社は「雇用関係のない原告に対して安全衛生配慮義務はない」、仮にありとしても「原告は、未熟練の

ものが入ってはいけない製造ラインに勝手に入り、業務とは関係なく、勝手に危険な本件機械の上に安全靴を履かずに登って行って怪我をしたものであって、完全に自らの過失に起因する事故である。」として全く責任を認めようとしていない。

Hさんは事故の日の早朝6時に社長に出勤を命じられ、バケットエレベーターの修理点検を手伝うように言われ、その作業中に突然機械のスイッチを入れられたため足を巻き込まれたもので本人の過失は全くなかった。現在までに、中部工業責任者の陳述書も提出されていてこれも同じように無責任な主張をしている。

これに対して原告側は、当時の同僚の証言を陳述書で提出し、会社主張がでたらめであることを明らかにした。また、会社は資格外就労者であることを根拠に「損害賠



?なぜかついていた保護カバー償額は17分の1に減額するべき」とも主張している。

9月14日の法廷では、8月におこなった原告側の現地調査の資料を証拠として提出した。当日の調査にはセンターも同道した。事故現場の「チェーン」にはごていねいにも、当時なかった「保護カバー」がかけられていた。すでに現地工場は操業を停止していたが、非常に粉塵の多い、高温の過酷な職場環境であることが一目でわかった。

裁判はこのさき証人調べなどが行われる予定である。全体を通して会社の対応は外国人差別、派遣労働者差別そのものといえ、安全センターとしては今後とも裁判に断固として協力していくことにしている。

4指切断、障害6級の外国人労働者 プレス災害損害賠償裁判提訴

河内

ガーナ出身のRさん（被災当時23歳）は、派遣会社の東邦（大阪市西区）から家電製品部品のプレス加工を行う入谷製作所（工場：大阪府富田林市、本社：大阪市北区）に96年6月から派遣されプレス加工に従事していた。7月12日の作業中に左手4指切断の重傷を負った。当初、派遣会社が休業補償を中間搾取する可能性が大きかったために改めて振込先通帳を変更するなどさまざまな経過があったが、結局、今年6月末で症状固定となり、障害6級に認定された。

事故は、安全防護措置の

ない連続プレスと安全教育の不備から生じており、会社の過失は明らかであるため、派遣先・元の両者に対して損害賠償要求を行ったが、会社側からなんら誠意ある対応がなく、9月下旬に両社を被告として大阪地裁に正式に提訴した。

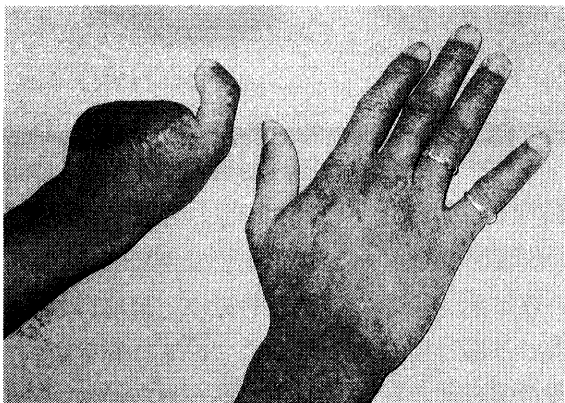
Rさんの事故は、プレス機6台からなる自動プレスラインでの作業でバリ取り作業中に発生した。材料が右から左に自動送りされながら型抜きされていくが、あとには型抜き後の廃材である「バリ」が金型周辺に積み重なっていく構造になっていた。このバリも自

動的に完全に排除される仕組みがないためRさんは固着したバリを金属棒でつつ

いて落とす作業もしていた。このとき、左手にはめていた軍手がひっかかってしまいそこにプレスが落ちてきて指が切断してしまったのだった。

このようなプレスはいわゆる「自動プレス」とされ、安全装置を要しないと解釈されている。しかし、これは危険限界に身体の一部が入らないことを前提とする解釈で、Rさんの場合は、自動プレスであっても危険限界内での作業を常時させているのであるから、安全装置を使用して災害を防止する義務が会社にあった。入谷製作所ではRさんの事故の前後にもう1件プレス切断事故が発生しており、その後、当該のプレス機に安全囲いを装着する措置も行ったことがわかっている。

11月2日に初法廷が行われる予定で会社側の対応が注目される。センターとしては全面支援でのそむことにしている。



障害の残ったRさんの手

指曲がり症裁判

認定基準の恣意性に関し釈明求める

自治労豊中市職

北 摂

前回の法廷において被告・地公災基金大阪府支部は、給食調理員の変形性手指関節症（指曲がり症）についての認定基準を明らかにした。それは、『①経験年数が10年を超えていること、②年度ごとの一人持ち給食調理数の合計（総調理食数）が2000食を超えていること、③その年度の一人持ち食数と同じ規模の施設の全国平均一人持ち食数を比較して、前者が後者を超えている年度が経験年数の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい公務過重の状況であるといえる特段の事情があること、④所属した当該施設の平均的労働量を下回っていない

こと』というものだった。

これに対して原告より、各種の疫学調査から調理員の変形性手指関節症は職業性の疾患であることは明らかであること、被告提出の証拠である中央労働災害防止協会の調査報告書でもこれは明らかであることから被告の「職業病ではない」という主張は根拠がなく、「公務起因性がない」というならば被告でそのことを立証するべきだとの趣旨の書面を提出した。また、その中で、被告のいう「2000食」という数字は中災防報告をもとにしているが、中災防報告を子細に読めばこれは「1500食」としても成り立つ数字であ

ることも同時に示した。

9月30日に法廷が開かれたが、この際、原告より書面の趣旨を説明するとともに、被告が中災防に委託し、認定基準の根拠ともなっているこの中災防報告書の調査原資料の証拠提出を口頭で要求した。これについては裁判所もその趣旨に賛同するかの発言があり、証拠提出を被告で検討するようにとの指示があった。次回法廷は、12月2日午後1時から。被告が今回の原告からの求釈明に対して書面で回答するとともに検討事項についてどうするのか明らかにされる予定で、原告からは今後の立証方法について提示することとなった。裁判はいよいよ佳境にはいりつつあるといえよう。

秋闘討論集会で安全衛生対策分科会

金属機械大阪地本

大 阪

金属機械労組大阪地本は、9月17日に秋闘討論集会を開催した。労働安全衛生対策をテーマとした分科会では、助言者として同

地本の安全顧問でもあるセンターの西野が出席した。

分科会は、まず過労死の認定問題に関する取り組みとして、松尾橋梁支部から

同組合員飯田さんのケースについての取り組み報告が行なわれた。この事例は本四連絡橋建設工事の計測部門という、極めて緊張を要する業務に連続的に従事したことにより発症した心筋梗塞について、発症直前が休みであったことや、「こ

れまでに経験のない緊張」が十分に評価されることなく、不支給の処分がされたものである。現在、労働保険審査会で再審査請求の取り組みを行なっているところである。数字に表れることのない極度の緊張状態での夜間の作業負担を正當に評価することが極めて重要と言わねばならない。

助言者による報告は、「労働安全衛生対策の課

題」と題し、労災職業病発生状況の最近の特徴にふれ、相変わらず腰痛が多く、特に大阪の発生件数が群を抜いていること、腰痛対策の職場改善の対策例などの紹介を行なった。また職場改善については、推進阻害理由を検討、その対策についても触れた。

ある労働災害発生事例をもとに、その対策推進をいかにするかをテーマに、グ

ループ討論も行なった。

製造業の職場である金属機械の各支部は、それぞれ安全衛生活動について独自の日常的な取り組みがあり、その経験をまとめるだけでも意義がある。その意味では、同地本でもまとめる作業、経験を広げる作業の進行為重要になるといえよう。

こころとからだに優しい パソコン活用ガイド解説

東南地域労災職業病交流会講座

東南

いまやパソコン作業抜きではオフィス労働は考えられない。しかし、人間工学や生理学に基づいた対策が労使のごく当たり前の共通認識になっているのかといえばまだまだだろう。労働省のVDT作業指針も10年以上前のものだし、わかりにくい。長らく手軽な職場の手引きが求められていた。そこで今回発行されたのが「こころとからだに優しいパソコン活用ガイドーチェックポイント35」だ。本誌にも注文票がある

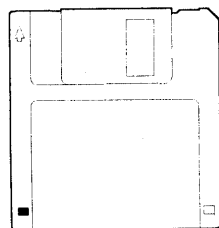
ので(次ページ)是非読者の方も注文して、職場で活用していただきたい。

今回の講座はこの本をテキストに行う予定だったが、間に合わなかったため内容を紹介しながら、人間らしいパソコン労働のすすめを解説した。参加者の大半が区役所関係の公務員で仕事の主体がパソコン労働という人はまだごく少数だった。今後の知識としての学習となったかもしれない。「ガイド」は現場のテキストに適し、また、提案

型チェックリストも付属しており、安全衛生活動での利用を想定している点が大きな特色だ。

書店でも注文できるし、主要な店頭にも並ぶ予定なので一度手にとってみたい。是非職場で利用してもらいたいツールである。

★当安全センターへの直接注文は特価1200円プラス送料です。ご利用ください。



心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント

35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報や工夫・知恵を満載

- ◆ユーザーのためのチェックポイント 35
- ◆メーカーへの10の注文
- ◆H0(ホームオフィス)への5つの提案
- ◆学校教育への5つの応用
- ◆こどもへの7つの注意

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

E-mail : joshrc@jca.ax.apc.org

http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/

[ご注文・お問い合わせ先]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための
情報や工夫・知恵を満載

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[特価] 1,200円

(送料別)

心とからだに優しいパソコン活用ガイド・注文票

冊数: 冊 × ~~定価1,500円~~ 特価1,200円 = 合計: 円

氏名・団体名:

郵便番号: -

担当者名:

住所:

電話番号: () - FAX番号: () -

8月の新聞記事から

- 8/3 東北電力が青森県東通村に計画中の東通原発について原子力安全委は安全性は確保し得ると答申。10年ぶりの原発の新設許可へ。
- 8/4 吹田市の山田川で土木作業中に鉄砲水のため作業員1名流され死亡。
- 8/5 自動車排ガスによる健康被害について川崎市南部地区の公害病認定患者と遺族268名が国と首都高速道路公団を相手取って約64億円の損害賠償を求めた「川崎公害訴訟」で横浜地裁川崎支部は排ガス汚染と被害との因果関係を認め、原告48名に1億4900万円の支払いを命じた。国と公団、原告とも控訴。
- 8/6 中央職業安定審議会は労働者派遣を原則自由化する派遣法改正法案要綱を労働者代表委員の反対意見をつけて答申。
- 8/8 奈良県天理市の名阪国道で天理総合運輸の10トントラックが渋滞停車中の中日本基礎工業のトラックに追突、さらに暴走し計9台が関係した事故で、10トントラックの運転手が死亡、3名軽傷。宮城県鳴子町の国立鳴子病院の改装工事現場でガス爆発、作業員1名死亡、病院関係者2名、作業員10名重軽傷。
- 8/10 新潟市の木材防腐処理会社ガインツ新潟支店でホットの湯で入れたコーヒを飲んだ10名が中毒症状で入院。原因はアジ化ナトリウムと判明。関西空港で機内食業務を行うワールインターナショナル勤務の日系ペル人女性社員の労災隠しに絡む安衛法違反容疑で岸和田、成田労基署が強制捜査。女性社員は昨年7月台車を押し倒して転倒し足を骨折。1ヶ月半入院の後、通院治療を経て今年7月に職場復帰。会社は健保による治療を指示、入院期間以外休業補償も行っていなかった。今年6月に女性の届け出で発覚、会社を再三指導を無視していた。
- 8/11 兵庫県稲美町職員の男性(当時25歳)が自殺したのは職場のいじめが原因として男性の父親が当時の上司を相手取り6700万円の損害賠償を求め、神戸地裁姫路支部に提訴。
- 8/17 兵庫県加古川市内の無認可保育所で過酷な勤務で鬱状態になり、退職後1ヶ月で自殺した岡村牧子さんの両親が東加古川幼稚園などを相手取って6200万円の損害賠償を求めた裁判の控訴審で大阪高裁は園の責任を認め、1審判決を変更して1100万円の賠償を命じた。岡村さんは、1993年1月に同園に保育士として就職、同年3月に同僚の保育士6名が退職したことなどから主任保育士となり、以前からの長時間勤務と相まって鬱状態に陥り、同月末に心身症で入院、退職した。その後、回復に向かっていたが1ヶ月後に自宅で自殺し

た。延長保育などで1日の労働時間は10～11時間に及び食事の準備で昼食の取れない日もあり、帰宅後も教材作りで午後11時まで仕事をしてきた。判決は、「保育士の経験が浅いのに重大な責任を負わせ(専属の調理師もいないなど)勤務状態も劣悪で配慮を欠いた」「回復期の自殺は多く「1ヶ月間」は因果関係を否定するものではない」と判示。

- 8/18 豊中市の新田天神社の入口で敷石を敷く工事をしてきた造園会社社員田中清見さんとその同僚が突然崩れてきた鳥居の下敷きとなり田中さんは重体、同僚は頭骨骨折の重傷。
- 8/24 神戸市ポートアイランドに建設中の神戸港国際流通センターの高圧電線敷設工事現場で五洋建設本多建設工業JVの作業員6名が深さ2メートルの電気配管埋設用の溝の中で作業中に南側側壁が崩れて3名が生き埋め。40分後に全員救出されたが下請け会社作業員針山安市さんと三池政己さんが圧死、1名は軽傷。崩れた側壁には土留めがなく、約1トンの土砂が崩落した。

大分市内の内科医院で注射器の連続使用でC型肝炎に集団感染した患者ら25名が元院長を相手に4億6千万円の損害賠償を求めた裁判で大分地裁は2億6千万円の支払いを命じる判決。原告の一人は病院事務員で使用済みの注射器の洗浄中に手に針が刺さるなどしたことが感染原因だった。

- 8/25 航空自衛隊三沢基地所属のF1支援戦闘機2機が夜間飛行訓練中に岩手県沖で墜落、パイロット2名が行方不明。
- 8/26 京都市伏見区のラーメン店ラメック悟空桃山店で泊まり従業員鳥越正さんが殺されているのを出勤してきた従業員がみつけた。
- 8/27 北海道の豊浜トンネル崩落事故の遺族が国に損害賠償を求めている裁判で、航空写真などの重要なデータが事故調査委員会の報告書に記載されていないことが証言で明らかに。また、建設当時の工事日誌を工事局に調査委が要求したが出てこなかったとも。トンネル建設前に8件の崩落事故があった事実も事故調査委は知りながら報告書に記載されていなかったこともすでに判明している。

東京・中央労基署が電通の社員大嶋一郎さん(当時24歳)の長時間勤務による過労自殺について労働災害と認定。大嶋さんの年間労働時間は3600時間に達していた。両親が電通に対して損害賠償を求めた裁判は一番に続き97年9月に東京高裁で原告が勝訴。両親は96年7月に労災請求していた。

腰痛予防に腰部保護ベルト - **楽腰帯** をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief (リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、 ①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



| 種類 | 型 | 色 | サイズ | S | M | L | LL | LLL | |
|--------|---|-------|---------------------|------|-------|-------|-------|--------|---------|
| らくようたい | 男 | DR-1G | 黒/白 | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 | DR-1L | 黒/白 | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | - |
| リリーフ | 男 | リ-7G | グレー・ブルー - (ウエスト) | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 | リ-7L | ベージュ | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | - |

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。 ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528

「関西労災職業病」 定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

| | |
|---------------|--|
| 1部 | 200円 |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部 3,000円 |
| 〃 | 2部 4,800円 |
| 〃 | 3部以上は、1部につき2,400円増 |
| 会員購読料 | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増 |

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社 **国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259